

監視（防犯）カメラの利用基準について（大綱）

	大 綱	備 考
第 1 目的	<p>防犯カメラの適正な設置及び利用に関し、基本原則及び施策の基本となる事項を定めることにより、防犯カメラの有用性に配慮しつつ、<u>区民(区内在住者、区内の事業者・通勤者・通学者を含む。以下、同じ。)</u>の自由と権利利益を保護することを目的とする。</p>	<p>官民を対象とする。 基本原則は、防犯カメラに係るすべての設置者・利用者に適用する。 (定義は第 2 参照)</p>
第 2 定義	<p>防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として<u>(主たる目的が犯罪予防でない場合を含む。)</u>設置されるカメラで、ディスプレイ、通信、録画のために必要な関連機器で構成される装置をいう。</p> <p>2 設置者とは防犯カメラを特定の場所に継続的に設置するものをいう。</p> <p>3 利用者とは、防犯カメラによって撮影された映像を視聴し、又は録画するものをいう。</p> <p>4 画像とは防犯カメラによって録画した映像のことをいう。</p>	<p>防犯目的に限定する。(学術・研究目的、政治・宗教活動等は対象外)ただし、防犯目的がすべてでなく、一部防犯目的の場合も含む。 有線・無線を問わない</p> <p>移動式のムービーカメラやカメラ付携帯電話は対象外 個人住宅の防犯カメラ・ドアホン、事務所・事業所の建物内の防犯カメラも対象となる。</p> <p>モニターするだけでも利用者に該当する。</p>

	大 綱	備 考
第3 基本原則	<u>防犯カメラの設置者及び利用者は、区民がその容ぼうや姿態をみだりに撮影されない自由を有することにかんがみ、防犯カメラ及び画像を適正かつ慎重に取扱うよう努めるものとする。</u>	第2の定義規定に該当する防犯カメラに係るすべての設置者、利用者に適用する。 (国、都、警察、個人、事業者すべて)

	大 綱	備 考
<p>第4 防犯カメラ取扱者等</p>	<p>防犯カメラを設置し又は利用するにあたり、不特定多数の者が自由に利用することができる道路、公園その他の公共の場所において、不特定多数の者を撮影し、かつ撮影した映像を録画する次に掲げる設置者又は利用者（以下「防犯カメラ取扱者」という。）は、規則で定めるところにより、防犯カメラ設置利用基準を定め、これを区長に届け出なければならぬ。</p> <p>二 <u>杉並区</u></p> <p>二 <u>公共機関（国、東京都の機関（捜査機関を含む）を除く）</u></p> <p>三 <u>区内商店会</u></p> <p>四 <u>区内町会</u></p> <p>五 <u>撮影対象者数が規則で定める一定数を超える防犯カメラの設置者又は利用者</u></p> <p>規則事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置目的 ・ 取扱者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） ・ 防犯カメラ管理責任者の氏名及び住所 ・ 防犯カメラ管理責任者の守秘義務 ・ 防犯カメラの防犯対象区域、設置場所、設置台数、撮影範囲及び機種 ・ 設置場所の明示に関する事項 ・ 画像の記録方法、保管場所、保管期間及び廃棄方法に関する事項 ・ 防犯カメラ及び画像の安全確保措置に関する事項 ・ 法令に基づき、画像を設置目的以外の目的に利用し又は提供する場合の手続きに関する事項 ・ 本人関与に関する事項 	<p>義務規定の適用対象者を「防犯カメラ取扱者」として規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置場所は公共の場所。個人住宅、共同住宅、事務所・事業所等の管理敷地内や建物内等、「公共の場所」以外に設置しているものは対象外 ・ 設置主体を限定列挙する。金融機関、ホテル、娯楽施設、コンビニなど場所は「公共の場所」に該当することとするが、規則で定める被撮影者数を超えるものだけを義務規定の対象とする。 ・ <u>建築物の延べ面積（たとえば1万平方メートル以上）を基準とすることも考えられる。（1万平方メートル以下の特定建築物に係る届出は、保健所長となっている）</u> ・ 鉄道事業者がその敷地内の駅前広場にカメラを設置し、録画する場合は該当する。 <p>モニターするだけで録画をしなければ防犯カメラ取扱者には該当しない。</p> <p>義務の内容は「届け出」とし、許可制とはしない。</p> <p>防犯カメラ取扱者に基準の届出を義務付けるのか？あるいは設置の届出を義務付けるのか？</p>

	大 綱	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理に関する事項 ・ その他、管理及び利用に関する事項 <p>2 防犯カメラ取扱者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、速やかに、その旨を区長に届け出なければならない。</p> <p>3 防犯カメラ取扱者は、当該防犯カメラの管理及び利用を防犯対象区域ごとに適切に行わせるために、防犯カメラ管理責任者を置かなければならない。ただし、防犯カメラ取扱者が自ら防犯カメラ管理責任者となる防犯対象区域については、この限りでない。</p>	
<p>第5 義務規定</p>	<p>防犯カメラ取扱者及び防犯カメラ管理責任者（以下「防犯カメラ取扱者等」という。）は、防犯対象区域内の見やすい場所に、防犯カメラに関する次の各号に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 防犯カメラ管理責任者の住所及び氏名、連絡先 二 設置場所 三 防犯カメラ作動中である旨 四 その他規則で定める事項 <p>規則事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置期間（期間限定の場合） ・ 本人関与できる旨と連絡先 ・ 故障時の表示 <p>2 防犯カメラ取扱者等は、画像から知り得た情報を他に漏らしてはならない。その地位を退いた後も同様とする。</p> <p>3 防犯カメラ取扱者等は、原則として画像を公開してはならない。本人の同意がある場合または法令に規定がある場合を除き、</p>	

	大 綱	備 考
	<p>画像を設置目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。</p> <p>4 防犯カメラ取扱者等は、設置目的の達成に必要な範囲内で、<u>画像の改ざん等を防止するなど正確な画像の確保に努めなければならない。</u></p> <p>5 防犯カメラ取扱者等は、画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6 防犯カメラ取扱者等は、画像について本人が適切に関与することができるように配慮しなければならない。また、苦情に適切かつ迅速に対応しなければならない。</p>	
第6 適用除外	削除	
第7 実効確保策	<p>区長は、必要な限度において、防犯カメラ取扱者等に対し、防犯カメラの設置又は利用の状況について、報告させることができる。</p> <p>2 <u>区長は、第4の届出の内容及び前項の報告により、防犯カメラ取扱者等が第4及び第5の規定に著しく反しているとき、その是正又は中止を指導し、又は勧告することができる。</u></p> <p>3 <u>区長は、防犯カメラ取扱者等が前項の規定による指導又は勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。</u></p>	立入検査は削除する。

	大 綱	備 考
第8 苦情等 の申立て	<p>区民は防犯カメラの設置及び利用について、意見、要望、苦情等を区長に申し立てることができる。</p> <p>2 区長は、防犯カメラの設置及び利用に関し、設置者、利用者と本人との間に生じた前項の苦情を適切かつ迅速に処理するように努めなければならない。</p> <p>3 区長は、第1項の意見、要望、苦情等について必要があると認めるときは 委員会の意見を聴くことができる。</p>	<p>苦情対応を区が責任をもって行うとしても、対応しきれない場合も多々、生ずる可能性もある。第三者機関を新設するのではなく、既存の機関を活用する方向で検討。</p>